

# 幼児教育・保育無償化のお知らせ

## 幼児教育・保育無償化とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。  
へき地保育所の場合、基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応します。

へき地保育所  
利用者（1号認定）



教育・保育支給認定（満3歳以上児）

**基本の保育料が無料になります**

へき地保育所  
利用者（満3歳未満児）



満3歳未満児

**生活保護世帯および市民税非課税の世帯については  
基本の保育料が無料になります**

## 給食費の無償化について

令和5年4月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、給食費が無料となります。

## 無償化後にかかる費用について

### 【満3歳以上のお子さま】

|                 |   |                     |
|-----------------|---|---------------------|
| 保 育 料           | → | <u>無料になります</u>      |
| 給 食 費           | → | <u>全ての方が無料になります</u> |
| 行 事 費 ・ 教 材 費 等 | → | 無償化の対象外となります        |

### 【満3歳未満のお子さま】

|                 |   |                                                                                      |
|-----------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 育 料           | → | 生活保護世帯および市民税非課税の世帯については<br><u>無料になります</u><br>市民税課税の世帯については<br><u>月 14,800 円となります</u> |
| 給 食 費           | → | <u>全ての方が無料になります</u>                                                                  |
| 行 事 費 ・ 教 材 費 等 | → | 無償化の対象外となります                                                                         |